

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>110,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 23-ユ-302941

事業所の名称及び所在地

株式会社リクロコ 愛知県名古屋市西区名駅 2-29-2 プリマヴェール名駅ノルテ 602

【返戻金制度について】

当社職業紹介により就職した者が入社後、個人理由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還します。

■退職時期が入社後 1 ヶ月未満の退職：徴収した紹介手数料の 40%。

■退職時期が 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の退職：徴収した紹介手数料の 30%。

但し、次に記載する事由においては返戻金制度の対象外となる場合があります。

- ・求職者に対する待遇及び労働条件・待遇等が、採用決定時の労働契約内容と異なる場合。
- ・紹介先の都合により早期退職することとなった場合。
- ・当該求職者の死亡及び病気等の理由により離職した場合。